【表紙】

【提出書類】臨時報告書【提出先】近畿財務局長【提出日】2023年6月30日

【会社名】エスケー化研株式会社【英訳名】SK KAKEN CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤井 実広

【本店の所在の場所】大阪府茨木市中穂積三丁目5番25号【電話番号】(072)621-7720(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 竹内 正博

【最寄りの連絡場所】大阪府茨木市中穂積三丁目 5 番25号【電話番号】(072)621-7720(代表)

 【事務連絡者氏名】
 取締役経理部長 竹内 正博

 【縦覧に供する場所】
 エスケー化研株式会社東京支社

(東京都新宿区高田馬場一丁目31番18号)

エスケー化研株式会社横浜支店 (横浜市戸塚区品濃町549番地2) エスケー化研株式会社名古屋支店 (名古屋市西区菊井二丁目14番19号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2023年6月29日開催の当社第67期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 2023年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

<会社提案(第1号議案から第6号議案まで)>

第1号議案 剰余金の処分の件

1.期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金400円(普通配当100円、特別配当300円)

- 2. その他の剰余金の処分に関する事項
 - (1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 8.5

8,500,000,000円

(2)減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 8,500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行のため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査 役会及び監査役に関する規定の削除等、定款に所要の変更を行うものであります。その他、その変更 に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、藤井 實、藤井実広、坂本雅英、片岡秀人、藤井訓広、福岡 透、伊藤義之、竹内正博、長塚孝史、西田伸二を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として本竜坦道、濱名正二、竹原道幸、尾崎 賢を選任するものであります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、新たに取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額300百万円以内と定めるものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内と定めるものであります。

<株主提案(第7号議案から第9号議案まで)>

第7号議案 定款一部変更の件

定款「第3章 株主総会」の章に、第12条として、以下の条文を新設し、現行定款第12条以降を、各々1条ずつ繰り下げる。

第12条 当会社は、株主総会において、会社法に定める事項のほか、自己株式の消却に関する事項に ついて決議することができる。

第8号議案 自己株式の消却の件

第7号議案が承認可決されることを条件として、保有する自己株式394,620株を消却する。

第9号議案 剰余金の処分の件

ア 配当財産の種類

金銭

イ 1株当たり配当額

金800円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し同定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額(同定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金800円)

ウ 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社の2023年3月期期末配当として普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額(配当総額 は、1株当たり配当額に2023年3月31日現在の当社発行済普通株式総数(自己株式を除く)を乗

エ 剰余金の配当が効力を生じる日 本定時株主総会の日

じて算出した金額)

オ 配当金支払開始日 本定時株主総会の3週間後の日 (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 並びに当該決議の結果

<会社提案(第1号議案から第6号議案まで)>

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	24,974	942	-	(注)1	可決 (96.37%)
第2号議案	25,827	89	-	(注)2	可決 (99.66%)
第3号議案				(注)3	
藤井 實	19,642	6,273	-		可決(75.79%)
藤井 実広	21,873	4,042	-		可決(84.40%)
坂本 雅英	23,460	2,456	-		可決(90.52%)
片岡 秀人	24,671	1,245	-		可決(95.20%)
藤井 訓広	23,460	2,456	-		可決(90.52%)
福岡 透	23,460	2,456	-		可決(90.52%)
伊藤 義之	23,460	2,456	-		可決(90.52%)
竹内 正博	24,671	1,245	-		可決(95.20%)
長塚 孝史	24,671	1,245	-		可決(95.20%)
西田 伸二	24,562	1,354	-		可決(94.78%)
第4号議案				(注)3	
本竜 坦道	19,024	6,891	-		可決(73.41%)
濱名 正二	19,024	6,891	-		可決(73.41%)
竹原 道幸	25,008	908	-		可決(96.50%)
尾﨑 賢	18,952	6,964			可決(73.13%)
第5号議案	25,014	902	-	(注)1	可決 (96.52%)
第6号議案	25,842	74	-	(注)1	可決(99.71%)

<株主提案(第7号議案から第9号議案まで)>

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第7号議案	6,697	19,219	ı	(注)2	否決(25.84%)
第8号議案	-	-	-	(注)1	- (注)4
第9号議案	9,107	16,809	-	(注)1	否決(35.14%)

- (注)1.出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 4. 本件は、第7号議案の承認可決が前提条件となっておりましたが、第7号議案が否決となり、効力を生じないことが確定したため、採決しておりません。
- (4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由 該当事項はありません。

以 上